

飛島村地方版総合戦略

令和3年2月改訂版

飛 島 村

<目 次>

第1章 計画の概要	2
1. 飛島村地方版総合戦略の位置づけ	2
2. 国のビジョン「まち・ひと・しごと創生総合戦略」	2
3. 飛島村総合計画との関係	5
4. 飛島村地方版総合戦略の計画期間	6
第2章 総合戦略の基本的考え	7
1. 将来像	7
2. 将来目標人口	7
3. 村づくりの4つの基本目標と重点施策（計画の体系）	8
第3章 分野別計画	9
1. 産業振興による活力ある村づくり	10
2. 交流を促進する村づくり	11
3. 子育て・教育環境を向上させる村づくり	12
4. 居住環境と生活の安全を守る村づくり	14
資料編	15
1. 検討組織	15

第 1 章 計画の概要

1. 飛島村地方版総合戦略の位置づけ

飛島村地方版総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考えをふまえ、飛島村の未来のまちづくりの方向性を示すものです。

既に、飛島村には、最上位計画「第 4 次飛島村総合計画（総論・基本構想・基本計画）」があり、当該計画との関係性もふまえながら、飛島村地方版総合戦略を策定します。

○まち・ひと・しごと創生法とは（平成 26 年法律第 136 号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

2. 国のビジョン「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」―国民の「認識共有」と「未来への選択」を目標として 2014 年（H26 年 12 月）―では、「人口問題に対する基本認識」と「目指すべき将来の方向」を下記のように設定しています。

（1）人口問題に対する基本認識

①「人口減少時代」の到来

- ・ 2008 年（H20）に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。
- ・ 人口減少の状況は、地域によって大きく異なっている。
- ・ 人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。

②「人口減少」が経済社会に与える影響

- ・ 人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。
- ・ 地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

③東京圏への人口の集中

- ・ 東京圏には過度に人口が集中している。

- ・今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高い。
- ・東京圏への人口の集中が、日本全体の人口減少に結び付いている。

(2) 目指すべき将来の方向

①「活力ある日本社会」の維持のために

今後目指すべき将来の方向は、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することである。

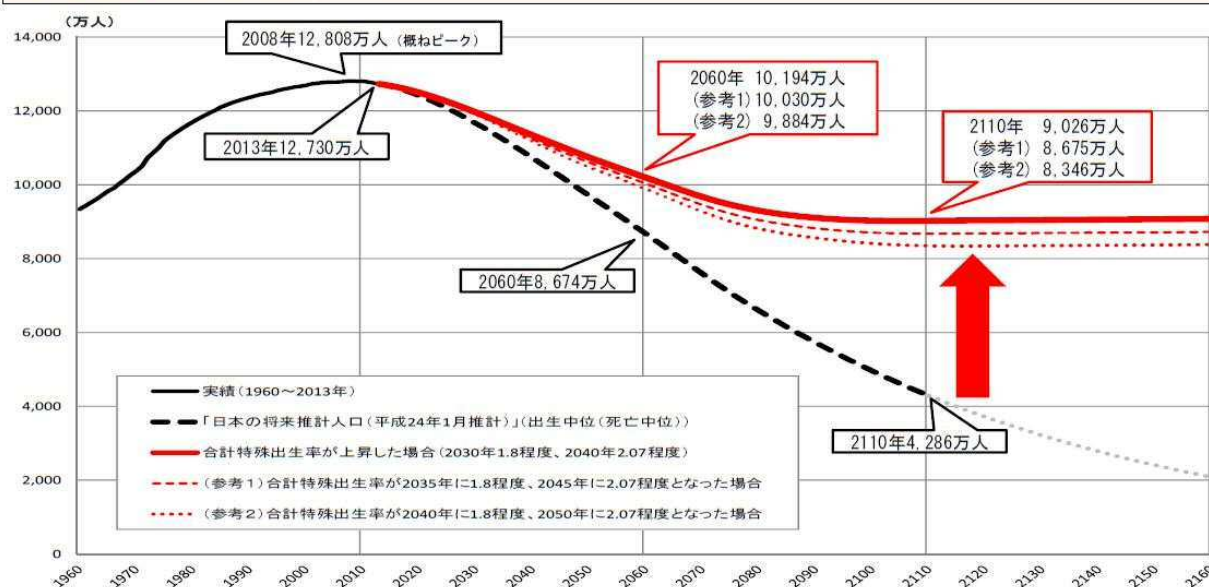
- ・人口減少に歯止めをかける。
- ・若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- ・人口減少に歯止めがかかると、2060年(R42)に1億人程度の人口が確保される。
- ・さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
- ・「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代(R32)に実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

②地方創生がもたらす日本社会の姿

- ・自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- ・外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- ・地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- ・東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

図 1-1 我が国の人口の推移と長期的な見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



(注1) 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

資料：「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（2014年(H26)12月27日）より

国が平成 26 年 12 月 27 日に定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、下記に示す課題認識から、まち・ひと・しごとの創生を目指す、「基本的な考え方」を定めています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の『基本的な考え方』

① 「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、“この構造的な課題の解決には長期間を要する。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要する。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。国及び地方公共団体は、国民とともに問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って、人口減少克服と地方創生に取り組む必要がある。”と整理しています。

具体的な取組みとしては、“地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約 4 割いるとの調査結果もある。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。”とまとめています。

そして、具体的な政策内容としては、次の 4 つの「基本目標」を定め、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止め、「東京一極集中」の是正を着実に進めていくこととしています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の『4 つの基本目標』

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、まずは、地方における「しごと」づくりから着手する。東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消する必要があり、そのためには、地方において若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある。

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

内閣官房の調査によれば、東京都在住者の約4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用であるという調査結果がある。

今後、地方で生み出す雇用を、こうした潜在的希望者による地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備等の取組を推進することにより、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を構築する。

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「しごと」と「ひと」の好循環は、それを支える「まち」の活性化によって、より強固に支えられる。

3. 飛島村総合計画との関係

第4次飛島村総合計画は2012年度（平成24年度）に策定し、2022年度（令和4年度）を目標としています。

総合計画の構成と期間設定は、下記のとおりです。

○総合計画の構成と計画期間

基本構想：10年間（2013年度（平成25年度）から2022年度（令和4年度）

基本計画：前期基本計画5年間（2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度））

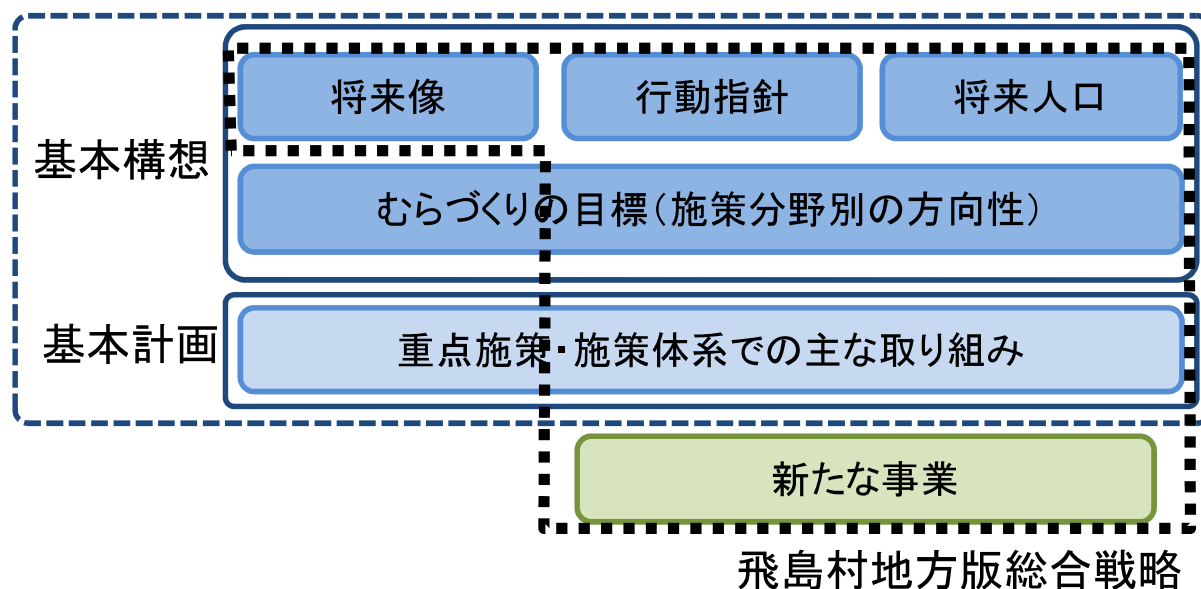
図 1-2 総合計画の計画期間



飛島村総合計画は、村の最上位計画で、全ての分野の施策対応を位置付けているものであり、国の総合戦略で重点的に取り組む4つの基本方向（雇用創出、人の流れを創る、結婚・出産・子育て振興、まちづくり）の全てを包含しています。

飛島村地方版総合戦略の策定にあたっては、飛島村総合計画の関連分野の施策の方向性を踏襲した計画立案を行っています。

図 1-3 飛島村第4次総合計画と飛島村地方版総合戦略との関係性



4. 飛島村地方版総合戦略の計画期間

2015年度（平成27年度）から2022年度（令和4年度）まで

現行の飛島村総合戦略は、令和元年度に策定された国・県の第2期総合戦略を十分に勘案し策定することとされたため、終期を1年延長し、令和3年3月までとしていました。

一方、飛島村第4次飛島村総合計画の終期は令和4年度までとなっています。

飛島村総合戦略と飛島村第4次総合計画は、上の図のように密接な関係性があることから、次期、第5次総合計画と第2期総合戦略とを一体的に策定を進めることとします。

そのために、現行の飛島村総合戦略の期間を第4次総合計画と同様に令和4年度末まで延長とするものです。

第2章 総合戦略の基本的考え

1. 将来像

飛島村の目指す将来像については、4次総合計画で掲げた下記を想定します。

小さくてもキラリと光る村 とびしま

小さな村だからこそできることを認識しつつ、地域に根差した独自性のある取り組み、真に必要な取り組みに対する積極的な投資により、名古屋大都市圏において飛島村が存在感を発揮していくことが必要だと考えます。

このような考え方のもと、飛島村が目指す将来像を「小さくてもキラリと光る村 とびしま」とします。

2. 将来目標人口

国立社会保障人口問題研究所の調査では、飛島村の将来人口は減少していくと見通しています。

そうした中で、第4次総合計画では、2022年度（令和4年度）の将来目標人口を「5,000人」と設定しています。

総合戦略においても、後述の重点施策や分野別計画の実施により、総合計画と同様の「5,000人」になるように目標設定しており、「人口ビジョン」は第5次総合計画策定にあわせ見直します。

3. 村づくりの4つの基本目標と重点施策（計画の体系）

将来像、将来目標人口を達成するために、国の総合戦略の4つの基本目標にならない、むらづくりの4つの基本目標を下記のように設定します。

また、それぞれの基本目標を達成するために、関係者の協力のもと、積極的に取り組みます。

表 4-1 施策の体系

国の目標	村づくりの基本目標	重点施策
（１）しごと 地方における安定した雇用を創出する	産業振興による活力ある村づくりを進める	○地域の基幹産業である「農業振興」のための「地産地消」の推進 ・農業・水産業の継承 ・生産性を高める農業体制の整備 ・生産者の顔の見える産地づくりなど
（２）ひと 地方への新しい人の流れをつくる	交流を促進する村づくりを進める	○交流促進機会の創出による「交流人口」の拡大 ・国際交流の推進 ・観光交流の推進 ・住民と企業との交流推進など
（３）結婚・出産・子育て 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	子育て・教育環境を向上させる村づくりを進める	○子育て・教育環境の充実による若者の流入を促す環境づくり ・保育サービスの充実 ・児童福祉の充実 ・子育てネットワークの形成 ・小中一貫教育の充実 ・地域と連携した学校教育の充実など
（４）まち 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	居住環境と生活の安全を守る村づくりを進める	○土地利用の適正化と安心できる環境づくりによる「定住人口」の拡大 ・土地利用の適正化 ・農地保全の推進 ・公共交通バスの継続など

第3章 分野別計画

ここでは、「第2章 総合戦略の基本的考え」の「3. 村づくりの4つの基本目標と重点施策（計画の体系）」で示した、「重点施策」の具体的内容について、4つの村づくりの基本目標ごとに、分野別計画として整理しました。

4つの分野別計画は、下記の4項目で構成しています。

- 「むらづくりの基本目標」の内容
- 基本目標の実現すべき成果に係る「数値目標」
- 基本目標を達成するために実施する「施策」の基本的方向
- 「施策」の実施効果を客観的に検証できるようにするための「指標」

これら項目は、先に策定された国の総合戦略の枠組みに倣い設定することとなっています。

<計画の評価と推進方法について>

○「数値目標」とは？

- ・「数値目標」とは、4つの分野別計画の実施状況や成果を検証できるように設定する指標で2022年（令和4年）時点の目標値です。そのため、2022年（令和4年）時点に、この数値目標が達成できたか検証します。

○「重要業績評価指標（KPI）」とは？

- ・「重要業績評価指標（KPI）」とは、4つの分野別計画で位置付けた、基本目標を達成するために実施する「施策」が、適切に推進できているか、施策の効果を客観的に検証するための評価指標（重要業績評価指標：KPI）です。数値目標が計画の終了後に評価・検証するのに対して、重要業績評価指標（KPI）は、施策の進捗を検証するため、基本的には毎年、評価・検証します。そのため、施策の進捗状況に応じて、施策とその重要業績評価指標（KPI）は、毎年見直しを行っていくものとなります。

なお、指標設定にあたっては、できるだけ数値での評価が望ましいことから、当該施策に関係し、比較的容易に把握できる数値指標をもって設定することとしています。

1. 産業振興による活力ある村づくり

(1) 産業振興による活力ある村づくりの目標		
○農業・水産業 生産効率を高める基盤整備を進めるとともに、専業・兼業、生産・自給的といった多様な生産活動が成り立ち、農地の有効活用が図られる農業地域づくりを進めます。また、後継者の育つ魅力ある農水産業を目指します。 ○商工業 企業意向を把握する体制を強化し、企業の事業活動や経営改善を支援します。また、関係機関との連携による地域に密着した商工業の発展を目指します。		
数値目標	基準値 (2014)	目標値 (2022)
産直販売会員農家数	14 戸	50 戸
農地の利用集積面積	98ha	250ha
商工業者数	249	297

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向	重要業績評価指標 KPI
1) 農業・水産業の継承 (経済課) ・職業として選択できる農地はもとより、サラリーマンとの兼業、高齢者の生きがいとしての生産活動など、様々な形で農地が有効活用される農村地域を形成します。 ○農業後継者育成事業	○家族協定の推進件数 10 件
2) 生産性を高める農業体制の整備 (経済課) ・農業協同組合や農業委員会、土地改良区等の農業関係団体との連携強化により、生産技術の向上や農地の利用集積を図り、安定的な農業経営を実現します。 ○担い手への農地の利用集積の促進事業 ○認定農業者支援事業	○農地の利用集積面積 250ha
3) 生産者の顔の見える産地づくり (経済課) ・大都市近郊である地理特性を活かし、都市部（臨海部含む）と農村地域の交流促進、産直市の強化や特産品の開発（農業の6次産業化）など、農業の活性化を目指します。 ○特産品の開発販売支援事業	○産直市強化実施
4) 中小企業の経営基盤の強化 (経済課) ・商工業者への融資制度・補助制度を充実するとともに、商工会との連携を通じた各種制度の利用促進により、中小企業の経営改善を支援します。 ○商工団体活動助成事業	○創業支援 1 件
5) 企業の情報発信の実施 (経済課・企画課) ・村ホームページへハローワーク情報を継続して掲載し、求職者の円滑な就職をサポートします。 また、企業を村内外へ紹介する機会を創出します。 ○商工振興事業	○求人情報の村ホームページ掲載数 50 回

2. 交流を促進する村づくり

(1) 交流を促進する村づくりの目標		
○国際社会 国際的視野を持ち、グローバルな視点から郷土を考えられる人材を育みます。 ○交流社会 住民と企業の交流、村内の人と村外の人（他の自治体など含む）との交流の場や機会、また地域の特性を活かした観光による交流など村のにぎわいを創出します。		
数値目標	基準値（2014）	目標値（2022）
海外派遣の累積者数	1,173 人	1,509 人
他自治体との交流	0 自治体	6 自治体

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向	重要業績評価指標 KPI
1) 国際交流の推進（生涯教育課） 多文化への理解を深めることにより、国際的視野を持ち、グローバルな視点から郷土を考えられる人づくりを進めます。 ○海外派遣事業「中学生」 ○国際交流事業	○海外派遣事業「中学生」事業継続 ○ホームステイ受け入れ登録世帯数 34 世帯
2) 観光交流の推進（企画課・経済課） 企業・他自治体との連携や農業資源や地域資源（ふれあいの郷等）を活用し、観光拠点の創出など、これまで取組んでこなかった観光事業の実施による観光交流を推進します。 ○新たな観光創出事業	○飛島村観光交流協会公式 SNS フォロワー数 140 人
3) 住民と企業との交流推進（企画課・経済課） 住民と企業における相互理解、相互交流を促すため、交流の機会や企業を知る機会を創出します。 ○住民と企業との相互交流事業	○飛島村観光交流協会イベントへの参加企業数 3 社
4) 地域の特性を活かしたイベント開催（生涯教育課） 「飛島ふるさとフェスタ」等を開催し、住民と他地域（他自治体）からの人々の交流を促進する。 ○文化振興事業	○交流イベント開催回数 年 2 回

3. 子育て・教育環境を向上させる村づくり

(1) 子育て・教育環境を向上させる村づくりの目標		
○子育て 子育て中の親の精神的、経済的不安を軽減するとともに、子育て支援をさらに充実することにより仕事（家庭）と育児の両立を実現します。 ○学校教育・青少年健全育成 全国的にも数少ない小中一貫教育校の特長を最大限活用するとともに、地域住民や企業の協力を得ながら、「確かな学力の定着」、「豊かな心の醸成」、「かかわる力の育成」、「未来を切り拓く力の育成」、「健やかな体づくり」を培い、将来の飛島村の担い手となる人づくりを進めます。		
数値目標	基準値（2014）	目標値（2022）
保育待機児童数	0 人	0 人
キャリア教育（体験学習）受入先事業所数	13 箇所	20 箇所

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向	重要業績評価指標 KPI
1) 保育サービスの充実（児童館） ・ 保育に関わる職員体制の見直し、保育時間の延長や病児保育の取組を検討するなど、保育サービスを必要とする全ての人が十分なサービスを受けられる環境を整備します。 ○保育所運営事業 ○児童館運営事業	○児童館利用者数（年間） 10,000 人
2) 児童福祉の充実（住民課・児童館・児童クラブ） ・ 子どもの医療費無料化などにより保護者の負担を軽減するとともに、児童クラブや子ども会活動など地域で子どもを育む体制を整え、子育てのしやすいむらづくりを目指します。 ○子ども医療費給付事業 ○児童養育奨励事業 ○児童手当支給事業 ○児童クラブ運営事業 ○子ども会助成事業	○医療費助成年齢 18 歳まで（継続）
3) 子育てネットワークの形成（保健環境課・子育て支援センター） ・ 子どもを持つ親同志の交流を促進するとともに、関連団体と緊密なネットワークを形成し、子育ての悩みや不安について相談しやすくサポートを受けやすい環境をつくれます。 ○母子保健対策事業 ○子育て支援事業	○赤ちゃんサロン開催回数 12 回/年 参加人数（年間） 100 人
4) ひとり親家庭への支援（住民課） ・ 社会福祉協議会との連携のもと、ひとり親家庭の子どもと保護者が安心して暮らせるサポート体制を構築します。 ○母子・父子福祉費給付事業 ○母子・父子家庭医療費支給事業	○母子・父子福祉費給付事業継続
5) 男女共同参画意識の啓発（企画課） ・ 男女共同参画セミナーを始めとした学習機会を充実させ、男女がともに仕事と家庭・子育て、地域活動などを両立できる社会への意識づくりを進めます。 ○男女共同参画推進事業	○男女共同参画セミナー参加者率 90%

6) 婚活等支援の実施（住民課・飛島村社会福祉協議会） ・若者世代の社会増と将来の自然増のため、結婚された方へ経済的支援をし、独身者のための出会いサポート事業を創出します。 ○結婚祝金支給事業 ○出会いサポート事業	○結婚祝金支給事業 継続 ○出会いサポート相談件数 2件
7) 小中一貫教育の充実（教育課） ・先進的な小中一貫教育校として、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、「確かな未来を拓く」人づくりを進め、英語教育・教育交流の充実、ICT教育の推進を図ります。 ○学園管理事業 ○教育振興事業 ○非常勤講師雇用事業	○飛島村一貫教育研究会 年5回
8) 地域と連携した学校教育の推進（教育課） ・地域住民や企業など様々な大人とふれあう機会を増やし、キャリア教育・多世代交流を推進し、農業体験学習や村たんけんなどを通して、子どもたちに広い視野を身につけさせます。 ○前期・後期課程教育振興事業	○体験学習 （2～7年生） 年1回
9) 小中学生の心身の健康づくり（教育課） ・情操教育や野外活動・部活動等を充実させるとともに健康づくりをサポートしつつ、カウンセリング、情操教育を実施し、子どもたちの心身の健全な育成を目指します。 ○前期・後期課程教育振興事業	○村雇用カウンセラーの配置 2名 週2日
10) 青少年健全育成の推進（生涯教育課） ・青少年教育に関する啓発事業や平和意識の高揚を図ることにより、将来の飛島村を担う心豊かな青少年を育成します。 ○平和推進事業	○平和の語り部さんの話を聞く 年1回

4. 居住環境と生活の安全を守る村づくり

(1) 居住環境と生活の安全を守る村づくりの目標		
○土地利用・居住環境 定住できる地域づくりのため、優良農地の保全や公共交通の確保など生活環境に配慮し、宅地の需要に対して、土地の適正、かつ合理的な利用を図ります。 ○消防・防犯 火災や犯罪、消費者被害に対する意識啓発を中心に、発生防止に重点を置いた取り組みを推進します。特に、消防団については、社会情勢の変化に伴う団員不足による対応力の低下が懸念されることから、組織再編を視野に入れた抜本的な対策を検討します。		
数値目標	基準値 (2014)	目標値 (2022)
住宅造成戸数	0 戸	45 戸
村補助による防犯カメラ設置数(村内住宅)	3 件	45 件

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向	重要業績評価指標 KPI
1) 土地利用の適正化 (建設課・企画課) 集落地域における生活環境や臨海部における企業動向に配慮し、新住宅地の整備・確保検討をするとともに、空き家の利活用など土地利用誘導を推進します。 ○宅地造成事業	—
2) 農地保全の推進 (経済課) 優良農地の維持管理及び確保に努めます。 ○農業振興管理事業 ○農業委員会管理事業	○遊休農地面積 0 ha
3) 公共交通バスの継続 (企画課) 住民と企業従業員等の利便性と持続性の高い公共交通サービスを継続して行うとともに、利用者の利便性・利用環境整備の向上を図ります。 ○公共交通バス利用促進事業	○バス路線数の維持確保 3 路線 (名港線・蟹江線・海南病院通院支援タクシー)
4) 消防活動の充実 (総務課) 消火・救出活動をより迅速に行うことができるよう、消防組織を強化するとともに、消防施設の一層の充実を目指します。 ○消防団運営事業	○消防団員数 8 分団 139 人
5) 地域防犯力の向上 (総務課) 地域住民一人ひとりが防犯に対する意識を高め、犯罪をおこさないむらを目指します。また、西部臨海地帯防犯協会と連携して防犯力の向上を図ります。 ○防犯対策 (防犯カメラ設置) 事業	○防犯対策費補助件数 4 5 件
6) 暮らしの安全の向上 (経済課) 悪質商法に対する高齢者や若者の知識の向上を図るための啓発等を行うことにより、消費者被害の未然防止を図り、安心して生活できる環境づくりを目指します。 ○消費生活に関する相談窓口設置	○消費生活講座 1 回

資料編

1. 検討組織

「飛島村地方版総合戦略～人口ビジョンをふまえた総合戦略～」は「飛島村まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を設置し、当該会議での検討をふまえて策定している。

飛島村まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、飛島村まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の検証に関する事項
- (3) その他総合戦略に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 飛島村議会の議員
- (2) 飛島村教育委員会の委員
- (3) 飛島村農業委員会の委員
- (4) 飛島村の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 飛島村の職員
- (7) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(書面決議)

第7条 前条の規定にかかわらず、会議は、次の事由に該当するときは、書面による決議を行う

ことができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
- (2) 事前に会議において書面による決議の了承を受けている場合
- (3) その他、会長が必要と認める場合

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成27年訓令第18号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第8号)

この訓令は、令和2年3月1日から施行する。

飛島村地方版総合戦略

令和3年2月発行

発行 飛島村

編集 総務部企画課

〒490-1436 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地